

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の

数を定める条例の一部を改正する条例

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める
条例（昭和五十七年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十三年四月十日に行われる広島県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員
の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、地方公共団
体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十
八号）附則第二条第一項の規定により、平成十七年の国勢調査の結果による人口による
ものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。